

## 鳥取県告示第414号

鳥取県海面漁業調整規則（昭和40年鳥取県規則第46号）第52条第1項前段の規定により船舶のてい泊を命ずることに伴い、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、鳥取県聴聞等の手続に関する規則（平成6年鳥取県規則第54号）第13条第1項の規定により読み替えて適用する同規則第9条前段の規定により告示する。

平成24年6月8日

鳥取県境港水産事務所長 平 野 誠 師

- 1 聴聞の日時 平成24年6月12日（火）午後2時30分から
- 2 聴聞の場所 境港市昭和町9-7  
鳥取県営境港水産物地方卸売市場小会議室（2号上屋2階）
- 3 事案の内容 鳥取県海面漁業調整規則第52条第1項前段の規定により船舶のてい泊を命じようとするものである。